

訪問看護重要事項説明書 (医療・介護・介護予防)

(医療・介護・介護予防) 訪問看護のサービスを提供開始にあたり、訪問看護ステーション丸子の里が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 当事業所の概要

(1) 名称および所在地等 (本体事業所)

事業所名	社会福祉法人静和会 訪問看護ステーション丸子の里
所在地	〒421-0115 静岡市駿河区みずほ2丁目12-7
電話番号	054-257-7221
FAX番号	054-204-0722
サービス提供地域	静岡市

名称および所在地等 (サテライト事業所)

事業所名	社会福祉法人静和会 訪問看護ステーション丸子の里サテライト城東
所在地	〒420-0846 静岡市葵区城東町34-14
電話番号	054-207-9799
FAX番号	054-207-9836
サービス提供地域	静岡市

(2) 職員体制

員数	職種
1名	管理者
4名以上	訪問看護師
2名以上	理学療法士・作業療法士

(3) 営業日および営業時間

営業日	月曜日～金曜日まで 但し、祝日および年末年始を除く
営業時間	午前9時～午後5時まで
緊急対応	当事業所は介護保険、医療保険共に24時間緊急対応の体制をしいております。 緊急の場合、ご連絡いただければ、職員または当番看護師が相談に応じ、必要に応じて訪問等必要な措置を講じます。 介護保険、医療保険の方それぞれに同意をいただきます。

※ 上記日時以外の訪問についてはご相談ください。

(4) 運営方針

事業所の看護師等は、在宅療養者に対し日常生活動作の維持回復をはかるとともに、生活の質の確保への援助および療養が継続できるよう、主治医その他のサービス機関と連携をはかりながら、看護その他のサービスを提供いたします。

利用者の健康状態、経過、看護目標や内容、具体的な方法についてわかりやすく説明させていただきます。

2 サービス内容

(1) サービス内容の種類 訪問看護師等が行うサービスには主に次の種類があります。

- 病状・障害の観察（病状観察、バイタル測定など）
- 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 食事及び排泄等日常生活の支援
- 褥瘡の予防・処置
- リハビリテーション
- ターミナルケア（介護予防訪問看護を除く）
- 認知症患者の看護
- 療養生活や介護方法の指導
- カテーテル等の管理
- その他医師の指示による医療処置（点滴、尿管、胃チューブの交換など）

(2) 利用者に提供するサービスの内容

利用者に対するサービスの具体的な実施内容は、主治医の指示書、ケアマネジャーの作成するケアプラン等に基づいて計画された『訪問看護計画書』（医療・介護・介護予防）を作成し、内容に沿って看護師等がサービスを提供いたします。

3 利用料 医療保険での訪問看護のご利用者様

(1) 利用料金

下記内容は医療保険適用前（10割に相当する）金額です。実際にお支払いいただく額は、個人の保険種類によって1割から3割まで異なります。

○基本利用料（1日につき）

管理療養費	月の初日	7,670円
	月の2日目以降	3,000円
基本療養費（Ⅰ）	・看護師による場合；一日につき	5,550円（週3日までの訪問） 6,550円（週4日目以降の訪問）
	・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合；	5,500円
	・悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合；	12,850円
基本療養費（Ⅱ）	居住系施設入所者に対しイ）同一日2人	5,550円（週3日まで） 6,550円（週4日目以降）
	ロ）同一日に3人	2,780円（週3日まで） 3,280円（週4日目以降）

基本療養費（Ⅲ）	在宅療養に備え一時的に外泊している者に訪問看護指示書に基づき入院中 1回(厚生労働大臣が定める疾病等は2回)に限り 8,500円
----------	---

※通常、医療保険による訪問看護は週3回ですが、厚生労働大臣が定める疾病の方に関しては、週4日以上等の利用が可能になります。

○利用者の同意のもと、24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合の加算(1月につき)

24時間対応体制加算	6,800円
------------	--------

○利用者の同意のもと、訪問看護に関する情報を提供することに対する加算(1月につき1回)

	情報提供先
訪問看護情報提供療養費1： 1,500円	市町村等からの求めに応じ、厚労大臣が定める疾病等の利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報提供
訪問看護情報提供療養費2： 1,500円	厚労大臣が定める疾病等の利用者の入学時・転校時等に義務教育学校からの求めに応じ情報提供
訪問看護情報提供療養費3： 1,500円	保健医療機関等に入院・入所にあたり、主治医に訪問看護に係る情報提供

○緊急の利用者の求めに応じて、診療所又は在宅療養支援病院の医師の指示により訪問した場合(1日につき)

緊急訪問看護加算	・月14日目まで；2,650円/日 ・月15日目以降；2,000円/日
----------	--

○特定の対象者に対する加算(1月につき)

特別管理加算	特定の重症度、処置難度の高い状態にある場合	5,000円
	上記以外の場合(真皮を超える褥瘡の場合含む)	2,500円

○入院中に退院後の在宅療養についての指導を入院施設において医師等と共同で行った場合に対する加算(実施月に算定)

退院時共同指導加算	・ 8,000円 (退院または退所につき1回に限り) 但し、疾患によっては2回に限り加算
特別管理指導加算	・ 2,000円 (厚生労働大臣が定める疾病等の利用者)

○主治医との連携の下に、利用者が終末期の看護サービスを継続して受け、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合。医療機関へ搬送後24h以内に死亡した場合も含む

訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000円 (在宅又は特別養護老人ホーム等)
訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000円 (特養等で看取り加算を算定あり)

○厚生労働大臣が定める疾病等にある状態の利用者様の退院日に療養上必要な指導を行った場合

退院支援指導加算	6,000円
退院支援指導加算 長時間	8,400円

○在宅での急変により医療従事者が一同に会しカンファレンスを開催し共同で療養上必要な指導を行った場合

在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2, 000円	2回/月
-------------------	---------	------

○厚生労働大臣が定める疾病にある状態の利用者様、又は、特別指示書の発行された利用者様に対して、1日に2回、3回と複数回の訪問を行った場合

難病等複数回訪問加算	1日2回の場合；同一敷地内1～2人	4, 500円
	同一敷地内3人以上	4, 000円
	1日3回の場合；同一敷地内1～2人	8, 000円
	同一敷地内3人以上	7, 200円

○厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する利用者様に対し訪問看護が90分を越えた場合

長時間訪問看護加算	1回/週に限り	5, 200円
	3回/週まで	5, 200円(別に厚生労働大臣が定める者の場合)

また,指定訪問看護が3時間を越えた場合には,8時間を限度として1時間増すごとに400円が加算されます。

○末期の悪性腫瘍等の対象となる利用者に対し、看護師等が同時に複数の看護師等を行う訪問看護に対する評価

複数名訪問看護加算	看護師等；同一建物内1～2人	4, 500円
	同一建物内3人以上	4, 000円

○乳幼児等（6歳未満）への訪問看護

乳幼児加算	1, 300円/日	下記の①～③については1, 800円/日となる
	①	超重症児又は準超重症児
	②	別表7に掲げる疾患等の者
	③	別表8に掲げる者

○訪問看護療養費の早朝・夜間・深夜加算

早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時)加算	2, 100円
深夜(22時～翌日6時)加算	4, 200円

○看護職員その他医療関係職種の賃金の改善、更に賃金の改善の強化を実施している場合の評価
(令和6年7月からの加算)

訪問看護ベースアップ評価料(I) 780円/月	厚生労働大臣が定める基準に適合し医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にあり、訪問看護管理療養費7, 670円を算定している場合に算定される。
----------------------------	--

○オンライン資格確認（マイナンバーカード）によりご利用者の診療情報や薬剤情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、より質の高い医療の提供を目指す加算。

<p>訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月 (令和 7 年 7 月 1 日より加算)</p>	<p>地方厚生局長等に届け出を行い、オンライン請求を行っていること・オンライン資格確認を行う体制を有し運用開始日の登録を行うこと・職員が持参するモバイル端末等でオンライン資格確認を実施し、本人の同意に基づき薬剤情報等を取得活用できる体制を有す・医療 DX 推進体制に関する事項や質の高い訪問看護を実施する為の十分な情報を取得活用し訪問看護を行うことをウェブサイトに掲載すること</p>
---	--

(2) 全額自己負担となる利用料

サービスに応じて下記の料金を頂きます。(全額自己負担になります。)

種別	利用料
時間超過（1.5 時間を越えた看護）	30 分につき 2, 500 円
<p>営業時間外 土曜日・日曜日・祝日・年末年始</p>	一訪問につき 4,000 円
種別	利用料
交通費	<p>1 回の訪問につき 400 円 片道 10km 以上 600 円</p>

死後の処置料	<p>① 清拭、綿詰め等 20,000 円 ② カテーテル等抜去のみ 10,000 円</p>
--------	---

<p>自己負担の訪問（独居の受診など止むを得ず訪問看護師の立会いが必要になった場合、保険外で訪問が必要になった場合）</p>	<p>1 回 2000 円</p>
--	-------------------

(3) 退院直後の訪問看護について

- ◇ 医療依存度の高い状態の要介護被保険者等である利用者様の退院直後の 2 週間に限り特別訪問指示書に基づき訪問看護を提供できます。

(4) キャンセルについて

- ◇ 利用予定日にご都合が悪くなるなど、急な入院等場合には、ステーションまで訪問のキャンセルをお知らせ頂きますようお願いいたします。

(5) その他費用について

- ◇ 死後の処置を行った場合、保険外のサービス処置料として 実費で 20000 円（場合により 10000 円）いただきます。尚、その際の交通費は 400 円（税別）となります。
- ◇ 上記表にも記載がありますように、土日祝日・年末年始に訪問が発生した場合、保険外サービス料の営業時間外料金をいただきます。
- ◇ 保険証やマイナ保険証、受給者証などを確認させていただきます。

4 利用料 介護保険でのご利用者様

(1) 利用料金

『要介護者（介護）』

所要時間 20 分未満の訪問	1 回の訪問につき 314 単位（週 1 回以上 20 分以上の訪問看護を実施、訪問看護を 24 時間行える体制であること）
所要時間 30 分未満の訪問	1 回の訪問につき 471 単位
所要時間 30 分以上 1 時間未満の訪問	1 回の訪問につき 823 単位
所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の訪問	1 回の訪問につき 1128 単位
理学療法士・作業療法士等の訪問	1 回 20 分以上の訪問につき 294 単位（1 回 40 分以上の訪問は 2 回分の報酬になります。）1 日 3 回以上の場合には 294 単位の 90/100 になります。1 人の利用者につき週 6 回が限度です。

◇理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである為、看護職員の代わりに訪問することになります。

◇深夜(22 時～6 時)の訪問は所定単位数に 50%加算されます。(緊急訪問以外の定期訪問の場合)

◇早朝(6 時～8 時)、夜間(18 時～22 時)の訪問は、所定単位数に 25%加算されます。

サービス提供体制強化加算	1 訪問（回） Ⅰ：6 単位 Ⅱ：3 単位	厚生労働大臣が定める基準に適合し、利用者に対し指定訪問看護を行った場合に加算されます。（Ⅰ:勤続 7 年以上の者が 30%以上、Ⅱ:勤続 3 年以上の者が 30%以上）
緊急時訪問看護加算	1 ヶ月 600 単位	利用者様から電話等により看護に関する意見を求められた場合常時対応いたします。訪問が発生した場合は時間相当分の単位をいただきます。1 ヶ月以内に 2 回目以降の緊急訪問が行われた場合、それぞれの時間帯の加算を算定させていただきます。
特別管理加算	1 ヶ月 (Ⅰ)500 単位 (Ⅱ)250 単位	特別な管理を必要としている利用者様に加算されます。 (Ⅰ)在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態。 (Ⅱ)在宅酸素療法等を受けている状態や人工肛門装着、真皮を越える褥瘡の状態など。
ターミナル加算	ケアを行った死亡月に 2500 単位	主治医との連携の下に終末期の看護サービスを継続して受け、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上(死亡日及び死亡日前 14 日以内に医療保険による訪問看護の提供を受けている場合は 1 日以上)ターミナルケア（在宅以外で 24 時間以内に死亡した場合も含む）を行った場合に算定されます。
退院時共同指導加算	600 単位/回	病院、老健施設等に入院・入所中の方に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合。退院・退所後の初回の訪問看護の際に、1 回(特別な管理を要する方は 2 回)に限り算定されます。

初回加算	I : 350 単位 II : 300 単位	I : 新規に訪問看護計画を作成し、退院当日に初回の訪問看護を提供した場合 II : 新規に訪問看護計画を作成し、初回の訪問看護を提供した場合
複数名訪問加算 (I)	30 分未満 254 単位追加 30 分以上 402 単位追加	利用者様の身体的理由により、1 人の NS での対応が困難な状況と認められる場合 (暴力行為、器物破損行為等、利用者家族が同意された場合)
複数名訪問加算 (II)	30 分未満 201 単位追加 30 分以上 317 単位追加	利用者様の身体的理由により、看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う状況と認められる場合 (暴力行為、器物破損行為等、利用者家族が同意された場合)
看護体制強化加算	1 ヶ月 I : 550 単位 II : 200 単位	厚生労働大臣が定める基準に適合し、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合に加算します。(I・II: 全 6 か月間の利用者総数内で緊急時割加算の割合 50%・特別管理加算の割合 20% 超える、看護職員が 6 割以上。I : ターミナルケア 5 人以上・II : 1 人以上/全 12 か月において)

◇特別管理加算及び緊急時訪問看護加算、サービス提供体制加算、ターミナルケア加算については、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

看護・介護職員連携強化加算	250 単位(月 1 回限り)	訪問介護事業所と連携し痰の吸引等が必要な利用者様に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行なった場合。
定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護	2,961 単位/月、要介護 5 の方 800 単位/月加算	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて訪問看護を提供した場合。医療保険の訪問看護を利用している場合は 97 単位/日減算になります。サービス提供体制強化加算は 50 単位/月です。

『要支援者 (介護予防)』

所要時間 20 分未満の訪問	1 回の訪問につき 303 単位(週 1 回以上 20 分以上の介護予防訪問看護を実施、介護予防訪問看護を 24 時間行える体制であること)
所要時間 30 分未満の訪問	1 回の訪問につき 451 単位
所要時間 30 分以上 1 時間未満の訪問	1 回の訪問につき 794 単位
所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 回の訪問につき 1090 単位
理学療法士・作業療法士等の訪問	1 回 20 分以上の訪問につき 284 単位(1 回 40 分以上の訪問は 2 回分の報酬になります。)1 日 3 回以上の場合には 284 単位の 50/100 単位になり、1 人の利用者につき週 6 回が限度です。12 ヶ月経過された場合は、1 回につき 5 単位を減算とする

◇理学療法士等による介護予防訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである為、看護職員の代わりに訪問することになります。

◇深夜(22時～6時)の訪問は所定単位数に50%加算されます。(緊急訪問以外の定期訪問の場合)

◇早朝(6時～8時)、夜間(18時～22時)の訪問は、所定単位数に25%加算されます。

介護予防サービス提供体制強化加算	1 訪問 (回) I : 6 単位 II : 3 単位	厚生労働大臣が定める基準に適合し利用者に対し介護予防訪問看護を行った場合に加算されます。(I:勤続7年以上の者が30%以上、II:勤続3年以上の者が30%以上)
緊急時介護予防訪問看護加算	1 ヶ月 600 単位	利用者様から電話等により看護に関する意見を求められた場合常時対応いたします。訪問が発生した場合は時間相当分の単位をいただきます。1 ヶ月以内に2回目以降の緊急訪問が行われた場合、それぞれの時間帯の加算を算定させていただきます。
介護予防特別管理加算	1 ヶ月 (I)500 単位 (II)250 単位	特別な管理を必要としている利用者様に加算されます。 (I)在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態。 (II)在宅酸素療法等を受けている状態や人工肛門装着、真皮を越える褥瘡の状態など。
介護予防退院時共同指導加算	600 単位/回	病院、老健施設等に入院・入所中の方に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合。退院・退所後の初回の訪問看護の際に、1回(特別な管理を要する方は2回)に限り算定されます。
介護予防初回加算	I : 350 単位 II : 300 単位	I : 新規に訪問看護計画を作成し、退院当日に初回の介護予防訪問看護を提供した場合 II : 新規に訪問看護計画を作成し、初回の介護予防訪問看護を提供した場合
複数名訪問加算	30 分未満 254 単位追加 30 分以上 402 単位追加	利用者様の身体的理由により、1人のNSでの対応が困難な状況と認められる場合(暴力行為、器物破損行為等、利用者家族が同意された場合)
看護体制強化加算	1 ヶ月 100 単位	厚生労働大臣が定める基準に適合し、医療ニーズの高い利用者への指定介護予防訪問看護の提供体制を強化した場合に加算します。 (全6か月間の利用者総数内の予防緊急時加算の割合が50%・予防特別管理加算の割合が20%を超え、看護職員が6割以上)

◇介護予防特別管理加算及び緊急時介護予防訪問看護加算、介護予防サービス提供体制加算、については、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

看護・介護職員連携強化加算	250 単位(月1回限り)	訪問介護事業所と連携し痰の吸引等が必要な利用者様に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行なった場合。
---------------	---------------	--

○全額自己負担になる利用料

自己負担の訪問 (独居の受診などで 止むを得ず 訪問看護師の 立会いが必要になった場合。保険外での訪問 した場合)	1回	2000円
---	----	-------

(2) ◇ キャンセルについて

利用予定日にご都合が悪くなるなど、急な入院等の場合には、ステーションまで訪問のキャンセルをお知らせ頂きますようお願いいたします。

(3) その他費用について

◇ 当事業所は6級地に指定されており、所定の単位に10.42をかけたものが基本料金となります。介護保険証、負担割合証の確認をさせていただきます。自己負担は1割～3割です。介護保険給付の範囲を超えたサービスは、全額自己負担となります。必要に応じ、マイナ保険証の確認をさせていただきます。

◇ 交通費は無料ですが、実施地域以外の訪問において、片道10^{キロ}を超えた場合、1回600円の負担となります。

◇ 死後の処置を行った場合、保険外のサービス処置料として実費で①清拭、綿詰め等20000円、②カテーテル等の抜去のみ10000円いただきます。その際の交通費は片道10^{キロ}以内では400円(税別)となります。

5 料金の支払い方法

毎月中旬に前月ご利用分を銀行、郵便局など金融機関より口座自動引き落としとさせていただきます。お支払いいただきますと領収書兼明細書をお渡しいたします。

その他のお支払い方法を希望される方はご相談下さい。口座自動引き落としは静銀ITソリューション株式会社 電話054-347-8293 に業務委託しています。

集金をご希望される方は、お伝えくださいませ。訪問時に前月分を集金させていただきます。

6 その他

ご利用者様のお住まいでサービスを提供する為に使用する消耗品、水道、ガス、電気、電話等の費用はご負担いただきます。

又、(医療・介護・介護予防)訪問看護は医療費控除の対象サービスです。介護保険で(介護予防)訪問看護等の医療系サービスを利用していると、訪問介護サービス、通所介護サービス等も医療費控除の対象となります。領収証は大切に保管下さい。

7 事故発生時の対応

サービス提供中に万が一事故が発生した場合は、利用者のお住まいの区役所、ご家族、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等に連絡をすると共に、必要な措置を講じます。

8 サービスの利用方法

(1) 利用開始

(医療・介護・介護予防)訪問看護の依頼後、当事業所の担当者が利用者宅に伺い、(医療・介護・介護予防)訪問看護の内容のご説明をいたします。説明により契約、同意を得た後、当

事業者の看護師が看護計画書を作成し、サービスの提供を開始します。担当看護師をお知らせしますが、実際のサービス提供にあたっては、複数の看護師が交代しサービスを提供します。

(2) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご利用者様の都合により、(医療・介護・介護予防)訪問看護サービスの利用を中止または変更もしくは新たなサービス内容を追加する事ができます。実施日の前日までに事業者へ申し立て下さい。
- サービス利用の変更、追加の申し出に対して、看護師等の稼働状況によりご利用者様の希望する日時にサービス提供が不可能な場合は、他の利用可能日をご利用様に提示させていただきます。
- サービス利用当日に、ご利用者様の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、サービス内容の変更を行い、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス料金を請求させていただきます。

(3) 訪問看護師の交替

- 担当の看護師の交替を希望される場合には、当該看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望される理由を明らかにして、申し出ることができます。但し、利用者様からの特定の看護師の指名はできません。
- 事業所の都合により、看護師の交替をお願いする事があります。その際、利用者様及びその家族に対して、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(4) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

- サービスの終了を希望する日の一週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

- 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

- 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・利用者様が介護保険施設等に入所された場合
 - ・利用者様がお亡くなりになった場合、長期入院となられた場合

④ その他

- 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やの御家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は事業者が破産した場合には、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- 利用者様が、サービス利用料の支払いを3ヶ月以上滞納し、料金の支払いを催告したにも関わらず支払いがない場合、または利用者様や御家族などが当事業業者や当事業業者のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

- 天災、災害、事務所・設備の故障等、やむを得ない理由によりサービスの提供が困難になった場合に業務継続が行えるよう調整させていただきます。又、訪問中に強度な災害等の発生があった場合は、ケア中でも終了させていただき、職員は事務所へ帰社させていただきます。利用者様を避難所等に運ぶことはできない為、御家族内でも話し合われることをお勧め

いたします。

○当事業者は、虐待の発生又はその発生を防止する為の措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催・指針の整備・研修の実施・担当者を定める）を講じています。

○研修生や看護学生等の実習を受け入れている事業所の為、訪問に同行させていただく場合があります。御無理なような方は申しつけください。

★特別訪問看護指示書が発行された場合は、介護保険から医療保険に切り替わります。

利用料金が変わりますので 医療保険の利用料を参照してください。

再度説明させていただきます

9 苦情処理

当事業所の訪問看護の提供について、お困りの事やご不明な点について、いつでも苦情を申し立てることができます。苦情を申し立てたことにより、利用者様は何らかの差別待遇を受けません。

○苦情担当窓口（本体事業所） 担当 中川 美奈
（TEL 257-7221） 平日 9時～17時

（サテライト事業所） 担当 杉山 宏美
（TEL 207-9799） 平日 9時～17時

○第3者委員 徳山 あゆ子（長田西地区民生委員・児童委員協議会 会長 258-5333）
池ヶ谷 恵子（長田東民生委員・児童委員協議会 会長） 257-0795

○ その他、市町村の相談苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

静岡市介護保険課 221-1377

静岡県国保連合会介護保険課 253-5590

10 感染防止対策

感染の媒介となる事を防ぐ為、処置については手袋・時にガウンを着用し、訪問終了時には、使用した物については、ご自宅での処分や手洗いをさせていただき、水道をお借りいたします。

11 ハラスメント防止

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定に基づいたセクシャルハラスメントやパワーハラスメント、法律第30条の2第3項の規定に基づいたカスタマーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。

(2) 利用者及びその家族はサービス利用にあたって、次の行為を禁止します。

①訪問看護師とリハビリ担当者に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為等）

②訪問看護師とリハビリ担当者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為等）

③訪問看護師とリハビリ担当者に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

④訪問看護師とリハビリ担当者に対するカスタマーハラスメント（大声でのクレーム、

人格を否定されたと感じるような暴言、ミスについての過大な謝罪や金銭補償要求、施錠や言動によって退室を妨害するような行為、制度を超えた過度の物品の要求等)

*上記のような内容があった場合、もしくはそのような危険を職員が感じた場合は、理由のいかんに関わらず、やむを得ず訪問を中断し退室したり、契約を解除する場合があります。

12 個人情報使用について

利用者様のための居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供する為に実施されるサービス担当会議、サービス提供関係者との連絡、介護支援専門員との連絡、主治医への報告、入院時の情報提供等において最小限の範囲内で利用者様及び御家族の知り得た個人情報を使用する事に同意をいただきます。

13 訪問の際は車で伺いますので、駐車場をご用意くださるようお願いいたします。

14 その他 看護師に対する飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただいております。

以上

<事業者>

令和 年 月 日 当事業所は、(医療・介護・介護予防)訪問看護の開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

<説明者>

事業所所在地 (本体事業所) 〒421-0115 静岡市駿河区みずほ2丁目12-7
(サテライト事業所) 〒420-0846 静岡市葵区城東町34-14

名称 社会福祉法人静和会 訪問看護ステーション丸子の里

氏名

<利用者>

- ◎ 私は、本紙面により事業所から(医療・介護・介護予防)訪問看護についての重要事項の説明を受け、(医療・介護・介護予防)訪問看護を申し込みます。
- ◎ 私は、必要最小限の範囲内で、サービス提供関係者、医療従事者との連絡調整等において、利用者及び利用者家族の個人情報を用いることに同意します。
- ◎ 私は、厚生労働大臣の定める基準に適合する事業所として、サービス提供体制強化加算・看護体制強化加算に同意し、サービス提供を受けます。

介護保険の方

緊急時(介護予防)訪問看護加算を同意のもとに	加算します	加算しません
理学療法士等の訪問について説明を受け	同意します	同意しません

医療保険の方

訪問看護情報提供 1 を同意のもと	承諾します	承諾しません
訪問看護情報提供 2 を同意のもと	承諾します	承諾しません
訪問看護情報提供 3 を同意のもと	承諾します	承諾しません
24 時間対応体制加算を同意のもとに	加算します	加算しません

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名
TEL 番号

利用者家族・代理人住所
氏名
続柄

緊急連絡先 氏名
続柄
TEL 番号